

第1章 基本構想で定める「自治体経営の基本的な考え方」に基づく取り組み

第1節 主な取り組み状況

- 1 三鷹市基本構想の概要
- 2 「自治体経営の基本的な考え方」について
- 3 主な取り組み状況
- 4 三鷹市の主な出来事

第2節 市長表彰受賞事業

- 1 図書館サービス網の再編
- 2 在宅医療・介護連携推進事業の取り組み
- 3 日本無線跡地の都市計画に係る取り組み
- 4 三鷹中央防災公園元気創造プラザオープンに向けた関連システム等の整備と運用
- 5 衛生的な家屋管理等に向けた取り組み
- 6 教育支援の充実と「校内通級教室」の設置
- 7 市民課窓口における混雑緩和の実施
- 8 三鷹中央防災公園・元気創造プラザで初めてとなる三鷹市農業祭の開催
- 9 民生委員制度創設 100周年を契機とした活動の充実に向けた取り組み

本章では、市の基本理念、基本目標を定めた「三鷹市基本構想」の概要説明と、基本構想の理念を踏まえて行った平成29年度の主な取り組み事例について紹介しています。

第1節 主な取り組み状況

1 三鷹市基本構想の概要

「三鷹市基本構想」は、市の更なる飛躍と発展のための指針として、基本目標の実現のための総合的かつ計画的な施策の方向性を定めることを目的として策定されました(平成13年9月28日全会一致による議決)。本構想は、目標年次を平成35年度(2023年度)、計画人口をおおむね180,000人(平成27年12月21日一部変更)と定め、「高環境・高福祉のまちづくり」により『平和、人権、自治を基調とした「人間のあすへのまち」を目指す』ことを基本目標として掲げています。

また、「高環境・高福祉のまちづくり」を進めるため、8つの柱(37頁参照)と施策の方向性等について定めるとともに、協働とコミュニティの展開を基礎にした自治の推進と、効率的で開かれた「21世紀型自治体」を実現するため、「自治体経営の基本的な考え方」として、次の5つを示しています。

2 「自治体経営の基本的な考え方」について(三鷹市自治基本条例抜粋)

(1) 行政の役割転換

市民満足度の向上の観点から、総合的な行政評価制度の構築や積極的な民間活力の活用などにより、行政運営に競争原理を導入します。安定した市民生活を保障するための仕組みをつくるとともに、市は主体性と責任をもちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換していきます。

(2) 協働のまちづくりの推進

計画の策定やその推進にあたっては、コミュニティ住区の視点を基礎に置くとともに、全市域的な視点からも地域の人財、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用します。市民満足度を的確に把握し、市民の声を市政に反映する総合的な公聴・相談システムを構築するとともに、市民、NPO、事業者等との協働によるまちづくりを積極的に推進し、社会の変化や市民の価値観の多様化に適切に対応します。

(3) 成果重視の行政経営システムの確立

成果重視の行政経営システムを確立するため、達成目標の明確化、組織体制の整備、事務事業の見直しなど徹底した行財政改革を推進します。都市税財政の自立性の強化、受益と負担の適正化、財源の拡充など健全な財政運営の維持に努めます。先導的モデル事業や実証実験型事業の実施、公共施設等の改修時における新しい機能の付加などによって戦略的な事業展開を図ります。

(4) 柔軟で機動的な推進体制の整備

柔軟で機動的な推進体制を整備するため、横割り組織と情報システムの積極的な活用、人財の育成、危機管理体制の確立を図ります。また、国、都、他の公共機関、事業者等との連携に努めるとともに、課題に応じた広域的な都市間ネットワークを形成します。

(5) 透明で公正な行政の確立

行政の説明責任に基づき、市民にとってわかりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的かつ迅速な情報公開を推進します。電子媒体を使った申請や届出など情報システムを活用した「電子自治体」の構築を図ります。男女平等参画、環境保全、バリアフリーなどの課題について行政がみずから率先し、先導役として社会全体への波及に努めます。

3 主な取り組み状況

市では基本構想の理念や「自治体経営の基本的な考え方」を踏まえ、各種取り組みを推進しています。ここでは平成29年度の主な取り組みとして「市長表彰（ベストプラクティス表彰）」の結果を一覧で紹介しています。

(1) 市長表彰（ベストプラクティス表彰）

① 各課推薦

受賞区分	No.	受賞事業	受賞課
最優秀賞 ☆☆☆	1	図書館サービス網の再編	図書館、コミュニティ創生課
	2	在宅医療・介護連携推進事業の取り組み	高齢者支援課
	3	日本無線跡地の都市計画に係る取り組み	都市計画課
優秀賞 ☆☆☆	4	三鷹中央防災公園・元気創造プラザのオープンに向けた関連システム等の整備と運用	情報推進課、防災課、スポーツ推進課、三鷹市スポーツと文化財団、㈱まちづくり三鷹
	5	衛生的な家屋管理等に向けた取り組み	ごみ対策課、環境政策課、高齢者支援課、障がい者支援課
	6	教育支援の充実と「校内通級教室」の設置	学務課
	7	市民課窓口における混雑緩和策の実施	市民課
	8	三鷹中央防災公園・元気創造プラザで初めてとなる三鷹市農業祭の開催	生活経済課

	9	民生委員制度創設 100 周年を契機とした活動の充実に向けた取り組み	地域福祉課
優良賞 ☆☆	10	母子保健モバイルサービス「ゆりかご・スマイル」の開始	健康推進課
	11	子ども発達支援センターの創設による切れ目のない支援の充実	子ども発達支援課、健康推進課
	12	汚れたプラスチックの分別方法の変更による生活環境の改善	ごみ対策課
	13	中原一丁目地内における防災等事業用地の取得	水再生課、道路交通課、緑と公園課、土地対策課
パブリシティ部門賞 ☆	14	まちづくり応援寄付のさらなる推進に向けた取り組み (三鷹市の風土にあった寄付文化の醸成)	企画経営課

② 予算創造型節減事例

受賞区分	No.	受賞事業	受賞課
経営改善 努力賞 ☆	15	カラー電子複写機のリース契約の見直しによる経費削減の取り組み	契約管理課
	16	福祉タクシー券事務の電算システム自主開発による業務効率化	障がい者支援課
	17	広報紙の同日発行による配布単価削減の取り組み	秘書広報課、総務課、三鷹市スポーツと文化財団
	18	消費税関係企業債償還台帳整備による消費税の節税	水再生課、財政課

③ ISO14001 による環境改善事例

受賞区分	No.	受賞事業	受賞課
環境マネジメント努力賞 ☆	19	開館時間外の消灯徹底などによる節電の取り組み	南部図書館
	20	日常業務の中での印刷用紙及びガソリン使用量の削減	緑と公園課

第2節（22頁～）では、平成29年度市長表彰（ベストプラクティス表彰）の受賞事業の中から最優秀賞、優秀賞を受賞した9件（No.1～9）の取り組みについて紹介しています。

4 三鷹市の主な出来事

年 月	出 来 事
平成 29 年 4 月	「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」がオープン
	「スポーツと文化部」を新設
	「児童館」から「多世代交流センター」に機能転換
	「東京 2020 オリンピック・パラリンピックフラッグツアー」が開催される（～平成 29 年 5 月）
5 月	「井の頭恩賜公園開園 100 年式典」が開催される
6 月	市議会が「市庁舎・議場棟等建替え検討特別委員会」を設置
	「三鷹市空き家等対策協議会設置条例」を制定
7 月	子育て応援モバイルサービス「ゆりかご・スマイル」を配信開始
	井の頭コミュニティ・センター図書室が、三鷹市立図書館と連携した「地域の図書室」としてリニューアルオープン
8 月	「三鷹阿波おどり 50 周年」が開催される
	「庁舎等建替えに向けた基本的な考え方」を策定
10 月	野村病院、三鷹中央病院、三鷹病院と「三鷹市在宅療養者の後方支援病床利用に関する協定」を締結
	「みたかスポーツフェスティバル」が三鷹中央防災公園・元気創造プラザ、S U B A R U 総合スポーツセンターで初開催
11 月	「三鷹市農業祭」が三鷹中央防災公園・S U B A R U 総合スポーツセンター等で初開催
	三鷹市が「地方自治法施行 70 周年記念総務大臣表彰」の団体表彰受賞
	「三鷹市職員の働き方改革検討チーム」を設置
	「亜細亜大学と三鷹市との包括的な連携協力に関する協定」を締結
12 月	「三鷹市山本有三記念館」の改修工事にあたり、クラウドファンディングを実施（～平成 30 年 2 月）
	日本無線株式会社と、三鷹中央防災公園中央広場のネーミングライツの導入に関し基本協定を締結。愛称「日本無線 中央広場」
	「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」を制定
平成 30 年 2 月	大沢総合グラウンドに夜間照明設備が完成
	三鷹市、立川市及び日野市の 3 市で「住民情報システム共同利用（自治体クラウド）に関する協定」を締結
3 月	「三鷹版 働き方改革モデル企業取組事例発表会」を実施
	「三鷹市山本有三記念館」がリニューアルオープン

第2節 市長表彰（ベストプラクティス）受賞事業

1 図書館サービス網の再編（2017年市長表彰：最優秀賞）

（1）取り組みの概要

三鷹市は、三鷹市立図書館の中央館である三鷹図書館（本館）と三鷹駅前図書館、東部図書館、西部図書館、南部図書館みんなみの4つの分館に加え、平成29年4月から新車両に更新し、新巡回スケジュールで運行を再開した移動図書館ひまわり号により図書館サービスを提供しています。更に、平成29年7月20日には三鷹市井の頭地区住民協議会が運営する井の頭コミュニティ・センター図書室（以下「井の頭CC図書室」という。）と連携を開始し、市立図書館が使用している図書館システムを導入、図書資料の配達網に加えることで市立図書館分館と同様の機能を持った地域の図書室として、井の頭地区を中心とした市民に市立図書館サービスも提供するようになりました。現在、市立図書館5館と連携館の井の頭CC図書室、19か所の移動図書館巡回ステーションを拠点に図書館サービス網を構築し、きめ細かな図書館サービスの提供により、市民の皆様の読書活動、課題解決の支援などに取り組んでいます。

（2）平成29年度の取り組み

平成29年4月には、武蔵野美術大学と協働で製作した車両ラッピングによる5代目移動図書館ひまわり号が巡回を開始しました。巡回ステーションとしては下連雀六丁目防災広場、井の頭公園西園、新川島屋敷通り団地、深大寺公園、下連雀きたうら児童公園、水源の森あけぼのふれあい公園、中原すぐすぐ児童遊園を新設し、13ステーションから19ステーションに増設しました。また、週3回（火・木・金曜日）の巡回から週4回（火・水・木・金曜日）

の巡回へと大きな拡充を図りました。その結果、利用者数は平成28年度実績6,590人から平成29年度実績9,031人と37.04%の増、貸出点数も27,079点から36,201点と33.68%の増となっています。特に、新設した井の頭公園西園ステーションは利用者が1,066人を数え、閉館した下連雀図書館に近接し、毎週巡回している下連雀六丁目防災広場ステーションは1,860人の利用者実績となりました。

井の頭CC図書室との連携については、三鷹市井の頭地区住民協議会、三鷹市及び三鷹市教育委員会の3者により締結したパートナーシップ協定に基づき、年度当初より図書館システムの井の頭CC図書室対応改修作業、井の頭CC図書室蔵書のデータ作成、図書館システム対応ICタグの貼付等の装備を行いました。円滑な連携の実施について、改めて3者による覚書を締結し、7月20日に、三鷹の森学園三鷹市立第五小学校図書委員の児童を迎えて、井の頭CC図書室リニューアルオープン式典を開催し、市立図書館との連携を開始しました。



平成29年4月から巡回している移動図書館ひまわり号（5代目）

連携開始後の井の頭 CC 図書室の利用者数は 32,013 人（うち 8 月から 3 月の利用者数 30,368 人。平成 28 年度同期間実績 10,454 人、前年比 190.49% の増）、貸出点数は 49,377 点（うち 8 月から 3 月の貸出点数 47,765 点。平成 28 年度同期間実績 16,738 点、前年比 185.36% の増）となりました。また、井の頭 CC 図書室に新たに司書を配置することで利用者からのレファレンス（読書相談）にも丁寧に対応し、市立図書館と連携した地域の図書室として多様な図書サービスの提供を開始しました。

(3) 今後の取り組みについて

平成 29 年 12 月に策定した「三鷹市立図書館の基本的運営方針」に掲げるめざす図書館像『人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館』の実現に向け、これからも図書環境の充実、読書の機会の提供に努めていきます。

そのためにも、本館、4 つの分館及び移動図書館ひまわり号並びに連携を開始した井の頭 CC 図書室を拠点として、きめ細かな図書館サービスを提供していくとともに、配達サービスなどの拡充により市民が図書館サービスを享受できるように取り組んでいきます。

具体的には、井の頭 CC 図書室との連携では、定期的に連絡調整会議を開催し、井の頭コミュニティ・センターの更なる活性化のため、図書室の運用面だけではなく事業面での連携を強化するとともに、他の住民協議会へ情報を提供します。移動図書館ひまわり号の活用では、移動図書館の巡回を PR し、図書館への来館が困難な方々などの利用促進に取り組みます。

また、巡回ステーションの利用状況や利用実績などから、移動図書館巡回ステーションの配置について、引き続き検証します。

三鷹市立図書館は、図書館機能の充実に加え、図書館サポーターとの協働を深化し、図書館を舞台とした交流事業の実施など図書館活動の活性化に取り組むとともに、更には関係部署との連携を強化することで、市民に役立つ身近な図書館の実現に取り組んでいきます。



井の頭コミュニティ・センター図書室
の様子

2 在宅医療・介護連携推進事業の取り組み（2017年市長表彰：最優秀賞）

（1）取り組みの概要

平成37年（2025年）までに、いわゆる「団塊の世代」の方々が75歳以上となり、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が増えていくことが想定される中で、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築を一層推進していくことが必要となっています。そのため、三鷹市では、平成28年5月に設立した「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」を中心に、医療機関と介護サービス事業者等の関係機関が一体となって高齢者の方を支えていく連携の仕組みづくりである在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいます。

平成29年度は、地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け付ける窓口として「三鷹市在宅医療・介護連携支援窓口」を開設しました。また、在宅療養者に一時的に入院が必要となった場合に利用できる入院体制を整える「三鷹市在宅療養後方支援病床利用事業」を開始するとともに、市民の方に在宅療養について知つもらうための啓発パンフレットである「わが家・三鷹で暮らし続けるために」と「三鷹版わたしの覚え書きノート」を作成し、市役所や市内の診療所、地域包括支援センター等や市内各種のイベントで配布することで、連携の推進に取り組みました。

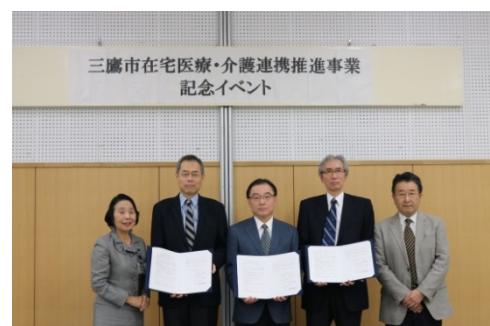
（2）「連携窓口みたか」の開設

平成29年10月1日から、健康福祉部高齢者支援課内に「三鷹市在宅医療・介護連携支援窓口」を開設しました。これは、医療や介護の多職種間での相互理解・協力を進めるにあたり、在宅医や介護関係者、病院等との連携を支援するため、医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応し、連携の調整や情報の提供を行うための窓口です。医療・介護関係者からも意見を募り、愛称を「連携窓口みたか」としました。相談内容としては、在宅療養者を訪問してくれる医療機関の相談やショートステイ先の相談、医療機関との連携について等多様な相談があり、地域包括支援センターや各専門職と連携し、調整や情報の提供を行っています。

（3）「三鷹市在宅療養者の後方支援病床利用事業」の開始

在宅で療養中の高齢者が安心して住み慣れた自宅で最後まで住み続けるときの不安のひとつとして、介護保険施設のショートステイが医療行為の必要性等の理由により利用できないとき等の一時的な入院先の確保がありました。

そのため、公益社団法人三鷹市医師会、医療法人財団慈生会野村病院、医療法人社団永寿会三鷹中央病院及び医療法人財団紘友会三鷹病院と三鷹市との間で、在宅療養者に一時的な入院が必要となったときの入院先の確保を円滑に行う

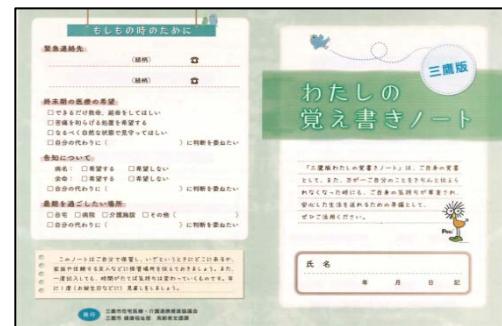


ための入院の受け入れに関する協定を締結し、平成 29 年 10 月 10 日から「三鷹市在宅療養後方支援病床利用事業」として開始しました。この事業は、準救急時の一時的な入院の仕組みを整備することにより、介護者が安心して介護をすることのできる環境づくりと、市内の病院と協力・連携することにより、空き病床の積極的な活用、また、ケアマネジャーとの連携による退院後の支援を進めるものです。平成 29 年度末までに 15 件の利用がありました。

(4) 「わが家・三鷹で暮らし続けるために」「三鷹版わたしの覚え書きノート」の発行

市民啓発パンフレットである「わが家・三鷹で暮らし続けるために」は、市民の方、中でもこれから介護にかかる世代、介護保険料の支払が始まる前の世代等の、在宅医療や介護にあまり触れる機会や興味がない方向けに、在宅医療と介護について知ってもらう、興味をもってもらうことを目的として発行したものです。

「三鷹版わたしの覚え書きノート」は、高齢者の方が、ご自分のこと、介護のこと、資産のこと、大事にしていること等を記入していただくことで、ご自身の覚え書きとして、また、自分に何かあったときのために伝えておきたいことをまとめておくために活用していただくノートです。同時に、ご自身の生活について改めて見つめ直すことや、今後の人生をどのように過ごしていくかなどを考えるきっかけともなるものです。これらのパンフレットは、1 万 5 千部を作成し、市役所や病院、診療所、薬局、地域包括支援センター等で配布したほか、医師会市民講座や愛歯のつどい等の三鷹市医師会、東京都三鷹市歯科医師会でのイベントや、商工まつり、農業祭等の市のイベントで市民の方に直接配布し、また、地域包括支援センターで開催する地域向けの講座等でも活用し、在宅医療や介護について知ってもらい、考えてもらうきっかけづくりを行うことができました。



(5) 今後の取り組みについて

平成 29 年 10 月から開設した連携窓口みたかは、平成 30 年度以降も、相談事例や解決策等の蓄積、在宅医療や介護に関する情報の収集や、医療・介護の専門職との緊密な連携を図り支援体制を充実させることで、今後ますます多職種での連携を支援できる窓口を目指していきます。また、三鷹市在宅療養後方支援病床利用事業については、今後一層利用者が増えることを想定し、市内の協力病院を増やす等により、在宅療養者とその家族が利用しやすい制度となるよう努めています。それにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、福祉、介護等の関係機関の連携を推進し、地域全体で高齢者を支えていく環境づくりを目指します。

3 日本無線跡地の都市計画に係る取り組み（2017年市長表彰：最優秀賞）

（1）これまでの経過

創業 102 年を超える日本無線株式会社は、昭和 13 年（1938 年）の移転後、70 年以上にわたって三鷹市内で操業を続けてきた「地域企業」の象徴的な存在でした。

しかしながら、同社は平成 24 年 9 月、「新たな成長に向けた事業構造改革」の一環として、三鷹製作所を閉鎖し、6.4ha にも及ぶ広大な土地を売却する方針を公表しました。このことは市や市民に大きな影響を及ぼすことであり、仮に敷地全体でマンション開発が行われた場合には、約 1,500 戸にも上る大規模な集合住宅の建築が想定されました。

人口の増加傾向が続く当該地域での大規模なマンション開発は、学校、保育園、道路、公共交通機関など、今後のまちづくりに多大な影響を及ぼすものとなります。また、当該地は市内でも貴重な工業地域であり、今後も産業系の用途として活用していくことが必須の課題でした。

そこで、市は同社に対し、三鷹製作所の全面閉鎖の再考や、マンション開発事業者への売却による住宅系の土地活用には賛同できないことなどを申し入れました。日本無線側もこれを真摯に受け止め、双方にとって最善となる取り組みを進めていくため、「連絡会」を設置することとなり、同社の事業構造改革に向けた取り組みを尊重しながらも、持続可能なまちづくりに資する土地の譲渡・活用となるよう協議を重ね、その成果として平成 26 年 3 月、「日本無線株式会社と三鷹市とのまちづくりに関する協力協定」の締結が実現しました。協力協定では、三鷹製作所とその周辺地域の魅力あるまちづくりに向け、両者が連携・協力しながら取り組みを進めていくことを基本に土地利用の方針として、敷地の南側は、都市型産業等を集積する地区として利活用する方向性を確認しました。また、北側についても、住宅を中心になりますが、高齢者向け住宅や子育て支援施設及び商業施設の誘致など、多様な可能性を担保した良好なまちづくりの実現に向けて、双方が連携・協力しながら取り組みを進めていくこととしました。

（2）都市計画に係る取り組みの概要

協力協定に基づき、平成 26 年 12 月に当該地全体に、活力ある産業系の土地利用形態を集約・維持しながら、緑化推進等を図った住・工が調和した良好な市街地の形成を目指すため「下連雀五丁目第二地区地区計画」を定めました。土地の譲渡時期等にあわせて地区区分を行いながら、段階的に都市計画を定めていくこととし、初めに当該地の中央に位置する B 地区について、地区整備計画により、都市型産業等を集積する土地利用の誘導を行い、弘済園通り沿いを中心に歩道状空地及び環境緑地を配置しました。平成 29 年 8 月に、北側の A 地区及び南側の C 地区の地区整備計画の策定等、地区計画の変更を行うとともに、関係都市計画として用途地域、高度地区及び特別用途地区（特別都市



型産業等育成地区) の変更を行い、敷地全体の約 54%については、住宅の建築を制限し、事業用地としました。特に、用途地域の都市計画変更は、「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」及び「三鷹市用途地域等の見直し方針」に基づいて、平成 24 年の東京都からの決定権限の移譲後、初めて行ったものです。

A 地区においては、用途地域を第一種住居地域に変更し、日影規制、環境緑地及び壁面の位置の制限を加えることで、住居系の用途にふさわしい良好な市街地の形成を誘導する環境を整えました。B 地区及び C 地区においては、住居系の用途を制限することに加えて、歩行者ネットワーク及び緑のネットワーク形成を図るため、歩道状空地及び環境緑地の整備を地区計画に位置付けることができました。さらに、C 地区においては市民意見を踏まえ、危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場等を制限することで、周辺環境への配慮を行うとともに、地区計画の方針付図において、市道第 838 号線と市道第 47 号線を繋ぐ東西道路の整備構想を示すことができました。

(3) その後の事業展開

B 地区は、株式会社 NTT データなど都市型産業等関連事業者 4 社に分割譲渡され、このうち 2 社は、東京外かく環状道路の建設に伴い、移転を余儀なくされた市内事業者の代替地として活用されました。また、A 地区においては、土地の譲渡を受けた事業者によるサービス付き高齢者住宅及びマンションの建設が進められていますが、市との様々な事前交渉の中で、戸数の縮小や、保育園、学童保育所等の保育施設が併設される計画となっています。さらに、敷地北側にある 2 本のヒマラヤスギについては、地域住民からも地域のシンボルツリーとして保存の要望が多く寄せられていたことから、保存のみならず景観資源としてその在り方について検討を進めているところです。C 地区においては、「三鷹市まちづくり条例」に基づく敷地全体の提供緑地等を集約して無償譲渡を受けるとともに、残りを購入し、全体を一時的に市有地とした上で、用地の一部を市内事業者の操業継続支援のために活用することとしています。さらに、将来的な道路網の充実に資するため、同地区に隣接する社会福祉法人と協議を重ね、当該法人が施設の再整備を行う際には、市有地の公園部分と法人の所有地との用地交換を確実に行えるよう、「東西道路延伸整備に関する覚書」を締結しました。



シンボルツリーのヒマラヤ杉

(4) 今後の取り組み

当該地周辺の道路交通環境の改善に向け、東京都に都市計画道路の早期着手を要望するとともに、連雀通りと弘済園通りの交差点付近の改良を東京都と連携しながら進め、安全に安心して通行できるみちづくりを推進していきます。また、併せてバス交通など公共交通の改善についても、重要課題として、様々な交通手段の役割分担や組合せ利用による移動のしやすさの確保を目指していきます。

4 三鷹中央防災公園・元気創造プラザオープンに向けた関連システム等の整備と運用 (2017年市長表彰：優秀賞)

(1) 取り組みの概要（生涯学習施設等予約システム）

本システムは、施設内の貸出対象の諸室について、インターネットに接続したパソコン、スマートフォン、公共施設に設置した利用者端末等を通じて空き状況の確認と利用予約等を行うことができるシステムとなっています。生涯学習人財バンク「まちの先生」、学習サークル情報を提供する機能も有しており、生涯学習情報システムとしても開発を行いました。

なお、開発に当たっては、オープンソースプログラミング言語 Ruby により開発を行いました。本システムの導入により市民サービスの向上とさらなる事務の省力化・効率化を達成でき、あわせてコストの抑制を図りました。

(2) 取り組みの概要（健康・体力相談支援システム）

本システムは、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内の S U B A R U 総合スポーツセンターの相談窓口（トレーニングルーム）において実施するもので、相談者個人の健康・体力状態を把握して、それぞれの状態に応じた運動プログラム等を提供するとともに、自発的・継続的な運動の実施を促すために日々の健康や運動履歴の情報などを管理して、スポーツを取り入れた健康づくりを支援していくためのシステムとなっています。アプリケーションについては、平成 24、25 年度の総務省の ICT 街づくり推進事業の実証プロジェクトである「健康データの見える化サービス」のシステムを構築した事業者（株式会社エムティーアイ）と共同開発したもので、歩数や体重、睡眠時間、血圧、日々の食事の記録など、身体に関するバイタルデータをスマートフォンで一括管理することもでき、健康的な生活を送る習慣を持続できるようサポートするものとなっています。本システムの導入により市民の健康データを見える化し継続的な健康づくりのさらなる支援が可能となりました。

(3) 取り組みの概要（災害情報システム）

本システムは、災害時において災害対策本部の意思決定を支援するため、被害箇所や災害現場の画像情報のディスプレイへの表示による効果的な情報収集と被害・対応情報の時系列化や地図上への表示により情報整理を図るシステムとなっています。また、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの屋上及び三鷹駅前に高所カメラを設置することで、災害時の市内及び駅前の状況をリアルタイムで把握することができ、迅速な情報収集や状況判断を可能としました。本システムの導入により迅速かつ確実な災害情報の収集・伝達と適切な対策の意思決定及び被災者への支援が可能となりました。

(4) 今後の展開

今後も引き続き、三鷹中央防災公園・元気創造プラザにおける関連 3 システム（「生涯学習施設等予約システム」「健康・体力相談支援システム」「災害情報システム」）の適切な運用に努め、さらなる市民サービスの向上、安全安心なまちづくりを推進していきます。

5 衛生的な家屋管理等に向けた取り組み（2017年市長表彰：優秀賞）

（1）取り組みの概要

市民等の住居における物品等の堆積により居住者及び近隣の生活環境が著しく損なわれている、いわゆる「ごみ屋敷」の対応については、平成28年度に府内対策会議を設置し、府内横断的に検討・対応を図っています。しかしながら、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」では、いわゆる「ごみ屋敷」のごみの所有者が不要な物ではないと主張すれば「廃棄物」として扱うことは困難な状況です。このため、いわゆる「ごみ屋敷」の周辺では、夏場の衛生害虫の発生や悪臭などの苦情が市に寄せられ、職員が現地を何度も訪問するも、居住者に接触を拒否される場合もあり、対応に苦慮するケースが多々あります。平成29年度は、このうちの1件について、居住者の入院を契機に府内対策会議による府内連携及び東京都多摩府中保健所をはじめとする関係機関とのカンファレンスを通して、臨時に居住者本人からの文書による了解を得て、市が公衆衛生上の必要性や周辺住民への影響低減の観点から、敷地内のごみの撤去及び居住者への生活支援等を実施しました。これにより、居住者及び近隣の生活環境の改善を図ることができました。

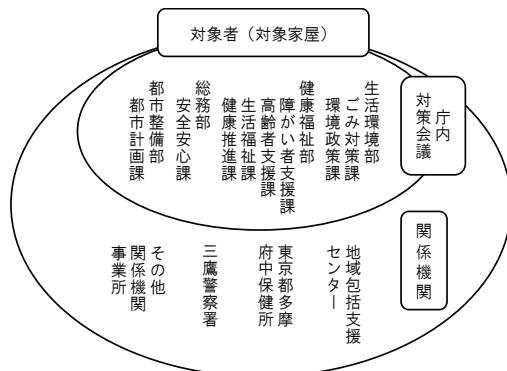
（2）取り組みの成果

対象家屋の敷地内からのごみの撤去に当たっては、府内4課（生活環境部ごみ対策課、環境政策課、健康福祉部高齢者支援課、障がい者支援課）が連携し、3日間で職員延べ30名が現地で作業し、計3,280kgを収集しました。作業時に敷地内に入ることから三鷹警察署にも協力を依頼したほか、東京都多摩府中保健所と連携して現地作業や居住者対応を行うとともに、ペットの対応のため東京都動物愛護相談センターとも連携しました。長年の懸案であったごみ屋敷の対応において、居住者の生活状況の変化を的確に捉え、適切に解決することができた好事例となりました。ごみ収集の実施前には、近隣住民へ個別訪問し、収集に伴う衛生害虫の拡散に対する注意喚起や相談に対応するなど丁寧な対応を行いました。今回の取り組みにより、平成29年度の夏場は近隣住民から対象家屋に関する苦情ではなく、周辺の生活環境の改善や、その後の居住者支援につなぐことができました。

（3）今後の取り組みについて

「ごみ屋敷」の居住者は、案件ごとにさまざまな課題を抱えていることがあります。そのため、「ごみ屋敷」の対応では、単にごみを片付けるのではなく、ごみの処分後にごみの堆積が再発しないよう、府内及び関係機関による居住者への生活再建・生活支援を含めた再発防止策の検討・対応を行うなど福祉的なアプローチも重要となります。今後も案件ごとに状況把握及び情報共有を行い、粘り強く対応していきます。

図1 ごみ屋敷支援体制



6 教育支援の充実と「校内通級教室」の設置（2017年市長表彰：優秀賞）

(1) 取り組みの概要及び成果

三鷹市教育委員会の総合教育相談室では、教育相談、就学相談などを中心に、教育を中心とした幼児・児童・生徒と保護者の方への相談や支援を行っています。相談員の中には、子どもの貧困対策を含めた、家庭環境の問題解決に向けた働きかけを行う職員も配置しています。平成29年度からは、就学相談を行う教育指導員を、スクールソーシャルワーク機能も担う就学相談員へと位置づけを見直すとともに、スクールソーシャルワークを行う職員の体制を6人から10人に拡充した結果、関係機関との連携件数が424件（前年度比40件増）となりました。福祉・保健・医療等関係機関との連携により、ニーズに対してより迅速に対応でき、子どもを取り巻く家庭環境の改善や、子どもの健康や安全の向上が図られました。また、三鷹市では、これまで通級指導学級設置校に通い、指導を受けてきた児童が、在籍している学校で、巡回指導を受ける校内通級教室（東京都における特別支援教室をいう。）について、市内全小学校への整備を進めています。平成29年度は、東部地域9校において、校内通級教室での巡回指導を開始し、平成30年度指導開始に向けた西部地域6校の施設整備など環境整備を行うとともに、第二小学校に校内通級教室拠点校設置に向けた準備委員会を設置し、拠点校4校体制での指導開始に向けた検討、準備を行いました。その結果、平成29年度当初161人（校内通級教室を開始していない第七小学校の情緒障がい等通級指導学級通級児童を含む。）であった対象者が、平成30年度当初には232人（前年度比71人増）となり、児童のニーズに応じた指導と支援の拡充が図されました。



「総合教育相談室」の教育相談室



整備が完了した校内通級教室

(2) 今後の取り組みについて

校内通級教室については、平成30年度から市内全小学校で巡回指導を開始し、通常の学級担任と巡回指導教員等との連携により、児童の特性に応じた自立活動や教科の補充指導等の支援を推進するとともに、校内通級教室における指導の評価と検証を行います。また、中学校における校内通級教室等のあり方について適応指導教室の考え方を含めて検討を進めます。さらに、市配置のスクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）を中学校へ拡充し、小・中一貫した相談や支援を継続して行う体制を整備し、子ども発達支援センターや福祉・保健・医療等関係機関と連携したスクールソーシャルワーク機能の強化を図ります。

7 市民課窓口における混雑緩和の実施（2017年市長表彰：優秀賞）

（1）取り組みの概要及び成果

例年、3月から5月上旬にかけては、市民課窓口での転入・転出等の住民異動が特に集中する混雑時期ですが、平成28年1月のマイナンバー制度導入に伴い、通知カード及びマイナンバーカードに係る手続きなどが加わったことにより、同年3月からの混雑時期において、手続きに来庁された方の待ち時間が例年を大きく上回ることとなりました。そのため、混雑時期における窓口混雑の緩和に向け、主に以下の取り組みを行いました。

○臨時窓口の開設

通常は5席で行っている住民異動の手続きを、混雑時期の平成29年3月6日から5月12日までに限り、市民課待合スペースに臨時窓口を3席開設しました。また、臨時窓口を開設することにより、待合スペースが狭くなることから、1階ホール西側に、臨時待合スペースを設置しました。



臨時窓口

○コンシェルジュの配置

手続きのために来庁された方々に具体的なご用件を伺い、どのような手続きが必要かを説明するとともに、申請書の記載方法や必要書類の有無を確認するコンシェルジュを通年で待合スペースに配置することによって、窓口での手続き時間の短縮を図りました。

○呼出番号発券機の更新

従前の呼出番号発券機では、住民異動と戸籍届出のみの分類しかできなかったことから、これを更新し、特に混雑時期においては、転入手続きなどの比較的所要時間が長い窓口と、転出手続きを比較的所要時間が短い窓口を分離することによって、全体の待ち人数を減らす工夫を行いました。

これらの混雑緩和策を実施する前の平成28年の3月から4月は、最後の来庁者を窓口に案内した時間が、最も遅い日では午後8時となり、また、日中には最大で85人待ちとなるなど、来庁者の待ち時間が長時間にわたっていました。混雑緩和策を実施した平成29年の3月から4月は午後7時まで来庁者を待たせる日はありましたが、おおむね午後6時までには手続きを完了することができました。また日中の混雑についても最大で35人待ちとなり、来庁者の待ち時間も大きく短縮することができました。

（2）今後の取り組みについて

毎年3月から5月上旬にかけては、例年多くの方が来庁され、手続きに時間がかかることが想定されることから、今後も継続して混雑緩和に努めます。

8 三鷹中央防災公園・元気創造プラザで初めてとなる三鷹市農業祭の開催

(2017年市長表彰：優秀賞)

(1) 取り組みの概要及び成果

農とのふれあいの場の一つである農業祭は、これまで市民センターを主な会場に開催してきましたが、主要会場として使用してきた第一体育館の解体に伴い、平成29年度は4月にオープンした三鷹中央防災公園・元気創造プラザを会場として開催することとなりました。初めての会場のため、円滑な事業遂行に向け以下の点などに配慮して市が主体となり対応しました。



ア 開催規模の維持

農業祭の目的である「農業者の意思結集と生産意欲の高揚をはかる」ため、新たな会場においても開催規模を維持する必要がありました。このため、前年度から、会場となる各施設の規模や使用条件等を入念に調査し、JA 東京むさし担当者とともに会場として使用する施設範囲の検討や所管部署との協議を行い、調整を図りました。

イ 電力の確保

会場には多くの飲食ブース等を設置し、来場者を迎える計画となりましたが、既存の設備では電気容量が不足していたことから、都市整備部や公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団、東京電力等と協議・調整し、東京電力柱から仮設電線を引き込み、必要な電力の確保を図りました。

ウ 駐輪場等への適切な案内・誘導

同会場における他の大規模イベントでは、来場者の自転車の誘導や駐輪マナーなどに課題があったことから、生活環境部全体で当日の交通整理を実施する体制を整えるとともに、「駐輪場案内」掲示やセーフティーコーン等を活用し、来場者に分かりやすい案内及び誘導を行いました。

エ 円滑な原状復旧

三鷹中央防災公園・元気創造プラザにおける他の業務に支障が生じないよう、イベント当日中の原状復旧を行いました。

これらの取り組みの結果、主要事業である農畜産物品評会の出品点数については、都内の他地域で行われた農業祭では天候不順により軒並み前年を下回る中、三鷹市は前年を上回る3,257点（前年度：3,194点）が出品されるなど、盛大に農業祭を実施することができました。

(2) 今後の取り組みについて

今後も市民センター駐車場整備など、農業祭会場周辺の状況変化が予想されますが、その都度、事業計画の修正や関係部署及び関係団体と調整していきます。

9 民生委員制度創設 100 周年を契機とした活動の充実に向けた取り組み

(2017 年市長表彰：優秀賞)

(1) 取り組みの概要及び成果

平成 29 年度は、民生委員制度創設 100 周年を契機とした、民生・児童委員の活動の充実に向けた環境づくりや新たな人財確保に向けた取り組みとして、平成 28 年度に民生・児童委員協議会内で立ちあげたプロジェクトチームによる検討の結果、次の事業を実施しました。

まず、活動充実に向けた取り組みとして、全体研修を 2 回実施しました。1 回目は 6 月 15 日に三鷹中央防災公園・元気創造プラザ福祉センター会議室にて、元民生委員で会長経験のある 3 の方に「民生委員活動をふりかえって」というテーマでご講演いただき、終了後、10 グループに分かれ、各々意見交換も行いました。2 回目は、1 月 17 日にさんさん館 3 階多目的会議室 A・B にて、三鷹市の民生・児童委員活動で力を入れている「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）」の開始時に関わった、元三鷹市子ども政策部長の酒井利高氏を講師に迎え、「民生・児童委員への期待と役割」というテーマで実施しました。講演終了後には、委員同士の交流を目的とした交流会を開催したことでの地区を越えた横の連携が図れました。

また、7 月 26 日に三鷹中央防災公園・元気創造プラザ 3 階福祉センター会議室にて、近隣自治体（武蔵野市、府中市、調布市、国分寺市、国立市、西東京市）及び三鷹市の民生・児童委員総勢 70 人で交流会を行いました。各市での取り組み状況の発表後、グループに分かれて情報交換を行い、共通項や地域性などの理解を深めました。

次に人財確保に向けた取り組みとして、民生・児童委員の活動について紹介する巡回広報パネル展を実施しました。市役所市民ホールでの開催（5 月 16 日～19 日）をスタートとして、市内 7 か所のコミュニティ・センター（5 月 27 日～7 月 21 日）、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ 1 階情報コーナー（7 月 25 日～28 日）をゴールとし、広く周知を図りました。同パネル展では、東京都民生児童委員連合会のキャラクター「ミンジー」の着ぐるみの登場や、委員自らが作った折り紙やバルーンアートで盛り上げたことで、親子などが来場し、合計 1,573 人の来場者数となり、民生・児童委員の活動を PR できました。

さらに、三鷹市民生・児童委員協議会の歴史や活動についてまとめた広報誌を 2,000 部作成し、関係機関等に配付しました。

(2) 今後の取り組みについて

平成 30 年度は東京で民生委員制度が開始して 100 周年にあたることから、引き続き巡回広報パネル展を実施します。

また、平成 31 年（2019 年）12 月の民生・児童委員の一斉改選に向けて、地区担当区域の変更や活動の充実と強化に向けた取り組みを行っていきます。



